資料編

資料編

資料１．栄町議会の議決すべき事件を定める条例

○栄町議会の議決すべき事件を定める条例

平成２３年９月２６日
条例第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づき条例で定める議会の議決すべき事件は、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料２．栄町政策審議会設置条例

○栄町政策審議会設置条例

平成 23 年 9 月 26 日
条例第 12 号

（設置）

第 1 条　総合計画等の策定及び推進、簡素で効率的な町政を実現するための行政改革（第 3 条第 2 号において「行政改革」という。）の推進その他の町政に関する重要事項について調査審議するため、栄町政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条　この条例において「総合計画等」とは、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び当該基本構想に基づき栄町の行政全般に係る政策又は施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画並びに栄町の個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画をいう。

（所掌事務）

第 3 条　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　総合計画等の策定に関する事項
(2)　行政改革の推進を図るための大綱の策定に関する事項
(3)　総合計画等又は前号の大綱に基づく政策又は施策の推進及び評価に関する事項
(4)　前 3 号に掲げるもののほか、町政に関する重要事項

（組織）

第 4 条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員）

第 5 条　委員は、地方公共団体の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 6 条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2　審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 8 条　審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 9 条　審議会の庶務は、企画政策主管課において処理する。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（栄町総合計画審議会設置条例及び栄町行政改革推進委員会設置条例の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　栄町総合計画審議会設置条例（昭和 43 年栄町条例第 15 号）

(2)　栄町行政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年栄町条例第 20 号）

（経過措置）

3　この条例の施行前に栄町総合計画審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について栄町総合計画審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年栄町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

資料３．栄町政策審議会委員名簿

任期：H30.3.26～H32.3.25

No.	氏　　名	分　　野	備　　考	確認欄
1	石　井　　滋	行政経営	司法書士	
2	石　塚　秀　徳	産業	土地改良区役員	
3	大　野　久　男	産業	「緑耕舎」代表 JA関連直売所連合会代表	
4	勝　田　幸　司	健康福祉	ながと幼稚園理事長	
5	川　上　榮　一	生活基盤・環境	土地家屋調査士	
6	小　澤　慶　和	行政経営	千葉経済大学教授ビジネスライフ学科長 栄町総合戦略会議会長	
7	池　田　和　彦	産業	栄町商工会会長 栄町総合戦略会議委員	
8	塚　田　湧　長	協働	NPO法人ひと　まち倶楽部代表	
9	鈴　木　夏　実	産業	株式会社わたや代表取締役 栄町総合戦略会議委員	
10	中　澤　一　夫	健康福祉	栄町健康づくり推進協議会長	
11	八田羽　和　枝	協働	成田空港地域共生・共栄会議 共栄ワーキングメンバー	
12	山　田　　恵	教育	栄町ドラムウィンドアンサンブル	
13	船　越　勝　行	産業	日本食研ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 千葉本社総務部次長 栄町総合戦略会議委員	

資料４．諮問書及び答申書

１．栄町第５次総合計画基本構想（案）について（諮問）

栄企第６４号
栄町政策審議会　様

栄町第５次総合計画基本構想（案）について（諮問）
このことについて、栄町政策審議会設置条例第３条の規定により諮問します。

平成３０年１１月２２日

栄町長　岡田　正市

記

１　諮問趣旨

本町では、昭和４７年に「水と緑の田園観光都市」をスローガンとした「栄町基本構想」を策定し、平成元年及び平成１２年、平成２４年に改定を加えながら、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、本町を取り巻く環境は、平成２４年の「栄町基本構想」改定の頃に比べ、成田空港の更なる機能強化の見通しが示されたことや、訪日外国人旅行者の大幅増加、さらに全国的な地方創生の動きが加速するなど大きく変貌しています。

また、少子高齢化、歪な人口構造への対応、予期せぬ大規模災害への備え、老朽化しつつある都市基盤の更新の取り組みなどは、本町でも喫緊の課題であり、さらに、それらに伴う一層の財政負担の増加、地方分権・地域主権への制度改革など、地方自治体にとって変革の時代を迎えています。

このような社会経済情勢のもと、町民の期待に応えられる自立したまちとして、「栄町」ならではの魅力を高め、「誇りと愛着のもてるまち」として持続的に成長していくことが求められています。

そこで、人口減少に歯止めをかけ、歪な人口構造の転換、また、変化する社会情勢に的確に対応し、本町独自の魅力を引き出した元気なまちにするための基本的な指針として示す、栄町第５次総合計画基本構想（案）について審議をお願いするものです。

２　諮問事項

別添「栄町第５次総合計画基本構想（案）」について

２．栄町第５次総合計画基本構想（案）について（答申）

答　申　第　１　号
平成３０年１１月２８日

栄町長　岡田　正市　様

栄 町 政 策 審 議 会
会 長　　小 澤　　慶 和

栄町第５次総合計画　基本構想（案）について（答申）

平成３０年１１月２２日付け、栄企第６４号で諮問のあった栄町第５次総合計画　基本構想（案）について、栄町政策審議会設置条例第３条の規定に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

なお、今後の基本計画及び実施計画の策定に際しましては、町民からの意見聴取に努められるようご配慮願います。

３．栄町第５次総合計画前期基本計画（案）について（諮問）

栄　企　第　８　４　号
栄町政策審議会　様

栄町第５次総合計画　前期基本計画（案）について（諮問）
このことについて、栄町政策審議会設置条例第３条の規定により諮問します。

平成３１年２月１４日

栄町長　岡田　正市

記

１　諮問趣旨

栄町政策審議会におきまして、ご審議いただいた「栄町第５次総合計画　基本構想」が平成 30 年 12 月の町議会定例会において可決されました。

これを受け、基本構想で掲げる将来像「ひとが元気　まちが元気　みんなでつくる水と緑のふるさと　さかえ」の実現に向け、政策を具体化した前期基本計画（平成 31 年度：2019 年度～平成 34 年度：2022 年度）の案について、貴審議会の意見を求めるものです。

２　諮問事項

別添「栄町第５次総合計画　前期基本計画（案）」について

４．栄町第５次総合計画前期基本計画（案）について（答申）

答　申　第　２　号
平成３１年２月１８日

栄町長　岡田　正市　様

栄町政策審議会
会長　小澤　慶和

栄町第５次総合計画　前期基本計画（案）について（答申）

平成３１年２月１４日付け、栄企第８４号で諮問のあった栄町第５次総合計画　前期基本計画（案）について、栄町政策審議会設置条例第３条の規定に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

資料５．栄町第５次総合計画の策定経過

平成２９年

２月２８日　議会（全員協議会説明）
３月２９日　平成２８年度第１回栄町政策審議会（策定スケジュール等について）
５月　２日　町長説明（策定方針について）
５月１６日　町政策会議（策定方針について）
５月３０日　議会（全員協議会説明）
６月１５日　地区別懇談会（理事会）説明
７月１５日　地区連絡協議会
７月２７日　町民意識調査内容打合せ（第１回）
７月２７日　総合計画策定支援業務委託業者選定委員会
８月　８日　町民意識調査内容打合せ（第２回）
８月１４日　町民意識調査内容打合せ（第３回）
９月　６日　議会（全員協議会説明）
９月　６日　総合計画策定支援業務委託業者プロポーザル方式により決定
１０月１３日～１０月３１日　町民意識調査実施（町内満 16 歳以上の方、2,000 人を対象に、郵送発送　回収率 38.7%）
１０月１８日　地区連絡協議会（役員会）
１０月２０日　町政策会議（町民意識調査について）
１１月１２日　地区別懇談会　安食小学校区
１１月１２日　〃　旧北辺田小学校区
１１月１８日　〃　旧酒直小学校区
１１月１８日　〃　竜角寺台小学校区
１１月１８日　〃　布鎌小学校区
１１月１９日　〃　安食台小学校区
１１月２８日　議会（全員協議会説明）
１２月１１日　栄町社会福祉協議会との懇談会
１２月１８日　若者との懇談会
１２月１９日　栄町民生・児童委員協議会との懇談会
１２月２０日　子育て世代との懇談会
１２月２１日　栄町商工会理事会との懇談会

平成３０年

１月１１日　農業委員会との懇談会
１月２３日　栄町住民活動支援センター運営委員会との懇談会
２月　２日　町政策会議（町民意識調査結果について）
２月２７日　議会（全員協議会）
３月２６日　平成２９年度第１回栄町政策審議会（第５次総合計画について）
８月　７日　町政策会議（基本構想（案）について）
９月　３日　議会（全員協議会）
１０月１２日　平成３０年度第１回栄町政策審議会
１０月２２日～１１月２日　基本構想（案）パブリックコメント実施
１１月２２日　平成３０年度第２回栄町政策審議会（基本構想（案）諮問）
１１月２７日　議会（全員協議会）

１１月２８日　　栄町政策審議会より（基本構想（案）答申）
１２月　４日　　議会　基本構想上程
１２月１４日　　議会　議決

平成 31 年

１月１５日　　町政策会議（前期基本計画（案）について）
１月２２日～　基本構想（案）パブリックコメントに対する町の回答公表
１月２２日～　前期基本計画（案）パブリックコメント実施
２月７日
２月１４日　　平成３０年度第３回栄町政策審議会（前期基本計画（案）諮問）
２月１８日　　栄町政策審議会より（前期基本計画（案）答申）

【町のイメージキャラクター　龍夢（ドラム）】

ドラムの名前には、龍（ドラゴン）の「ドラ」と夢の「ム」を合わせて、「ドラム」と名付けられました。

『町民に夢や未来を与える』という意味が込められています。

（平成９年２月２６日誕生）

栄町第５次総合計画

平成３１年３月

発行 / 栄町　企画・編集 / 栄町企画政策課

〈発行・編集〉
栄町　千葉県印旛郡